

事務連絡

令和5年3月3日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会

事業部

クリーンウッド法改正案の閣議決定について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称クリーンウッド法）について、農林水産省・経済産業省・国土交通省の3省では、林野庁を中心とした検討会において、違法伐採の根絶、取組の強化を目的とした現行制度の見直しに関する議論が進められておりました。

この度、国土交通省より同法について、令和5年2月28日に法改正案が閣議決定され、農林水産省のサイト上に資料が公表されている旨の情報提供がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

クリーンウッド法の一部を改正する法律案の概要

【参考 URL】

農林水産省サイト内 国会提出法律案

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/211/index.html>

以上

（担当）事業部 川瀬

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp